

平成26年度
集団指導資料
(障害福祉サービス等共通編)



平成27年3月

岡山市保健福祉局事業者指導課



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

平成26年度集団指導資料（共通編）・目次

日時：平成27年3月16日（月）

場所：岡山ふれあいセンター

1 指導監査について	1
2 障害者総合支援法改正について	2
3 業務管理体制の権限移譲について	5
4 平成27年度報酬改定の概要について	12
5 福祉・介護職員処遇改善加算について	28
6 その他	30
7 成年後見制度について（資料掲載）	33

1 指導監査について

障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び同条第2項または児童福祉法第57条の3第1項、同条第2項、第57条の3の2第1項の規定に基づき実施します。

(1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

(2) 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○指導内容について

障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付等請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）

ア 事前に提出を求める書類等（主なもの）

- ・ 指定障害福祉サービス事業所等指導事前提出資料
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・ 組織体制図
- ・ 利用契約書、重要事項説明書の書式
- ・ 指定障害福祉サービス事業者自主点検表（事業運営の手引き）

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づき実施します。

これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行います。

3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに報酬等（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

2 障害者総合支援法改正の主な内容について

① 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲の見直しについて

(1) 難病等の範囲について

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、同法の障害者の定義に新たに難病患者等を追加し、身体障害者手帳等が取得できない場合でも同法に基づく障害福祉サービス等の対象となりましたが、この難病等の範囲については、当面の措置として130疾患（平成24年度まで実施していた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲）としたところです。

平成26年の国会における「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成27年1月施行）の成立に伴う指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の検討を踏まえ、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について、障害者総合支援法対象疾病検討会を設置し、検討を行った結果、平成27年1月1日からこれまでの130疾患から151疾患へ拡大されました。

(P3, P4 周知用リーフレット参照)

(2) 制度の周知の徹底について

平成26年10月のサービス利用実績では、全国で実人数1,080人（平成25年4月：156人）と増加傾向となっているところです。

今後も難病患者等が必要な障害福祉サービス等を受けることのできるよう、制度の周知の徹底に加え、障害者手帳に該当すると考えられる状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応をお願いします。

また、障害者手帳が取得できない場合でも、障害者総合支援法の対象疾病に該当すれば障害福祉サービス等を受給できることなどもお知らせください。

岡山市の難病患者等窓口・・・健康づくり課

難病患者等の障害福祉サービス利用状況（実利用者数）

	平成25年4月	平成26年5月	平成26年10月
岡山県	不明	31人	35人
全国	156人	858人	1,080人

平成27年1月1日から

「障害者総合支援法」の対象となる 疾病を151に拡大します

平成27年1月1日から「障害福祉サービス等^{※1}」の対象となる疾病が、130から151へ拡大されます。

対象となる方は、障害者手帳^{※2}をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※1 障害者・障害児は、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象となる方

対象疾病に該当する方（裏面参照）



手続き

- ◆対象疾病に罹患^{りかん}していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。
- ◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。
（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません）
- ◆詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

平成27年1月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（151疾病）

1	IgA腎症
2	亜急性硬化性全脳炎
3	アジソン病
4	アミロイドーシス
5	ウルリッヒ病
6	HTLV-1関連脊髄症
7	ADH分泌異常症
8	遠位型ミオパチー
9	黄色靭帯骨化症
10	潰瘍性大腸炎
11	下垂体前葉機能低下症
12	加齢性黄斑変性症
13	肝外門脈閉塞症
14	関節リウマチ
15	肝内結石症
16	偽性低アルドステロン症
17	偽性副甲状腺機能低下症
18	球脊髄性筋萎縮症
19	急速進行性糸球体腎炎
20	強皮症
21	巨細胞性動脈炎
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
23	ギラン・バレー症候群
24	筋萎縮性側索硬化症
25	クッシング病
26	クリオピリン関連周期熱症候群
27	グルココルチコイド抵抗症
28	クロー・深瀬症候群
29	クローン病
30	結節性硬化症
31	結節性多発動脈炎
32	血栓性血小板減少性紫斑病
33	原発性アルドステロン症
34	原発性硬化性胆管炎
35	原発性高脂血症
36	原発性側索硬化症
37	原発性胆汁性肝硬変
38	原発性免疫不全症候群
39	顕微鏡的多発血管炎
40	硬化性萎縮性苔癬
41	好酸球性筋膜炎
42	好酸球性消化管疾患
43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
44	後縦靭帯骨化症
45	甲状腺ホルモン不応症
46	拘束型心筋症
47	広範脊柱管狭窄症
48	抗リン脂質抗体症候群
49	コステロ症候群
50	骨髄異形成症候群
51	骨髄線維症

52	ゴナドトロピン分泌亢進症
53	混合性結合組織病
54	再生不良性貧血
55	再発性多発軟骨炎
56	サルコイドーシス
57	シェーグレン症候群
58	CFC症候群
59	色素性乾皮症
60	自己貪食空胞性ミオパチー
61	自己免疫性肝炎
62	自己免疫性溶血性貧血
63	視神経症
64	若年性肺気腫
65	シャルコー・マリー・トゥース病
66	重症筋無力症
67	シュワルツ・ヤンペル症候群
68	神経性過食症
69	神経性食欲不振症
70	神経線維腫症
71	神経有棘赤血球症
72	進行性核上性麻痺
73	進行性骨化性線維形成異常症
74	進行性多巣性白質脳症
75	スティーヴンス・ジョンソン症候群
76	スモン
77	正常圧水頭症
78	成人スチル病
79	成長ホルモン分泌亢進症
80	脊髄空洞症
81	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
82	脊髄性筋萎縮症
83	全身型若年性特発性関節炎
84	全身性エリテマトーデス
85	先天性QT延長症候群
86	先天性魚鱗癬様紅皮症
87	先天性筋無力症候群
88	先天性副腎低形成症
89	先天性副腎皮質酵素欠損症
90	大脳皮質基底核変性症
91	高安動脈炎
92	多系統萎縮症
93	多発血管炎性肉芽腫症
94	多発性硬化症/視神経脊髄炎
95	多発性嚢胞腎
96	遅発性内リンパ水腫
97	チャージ症候群
98	中毒性表皮壊死症
99	腸管神経節細胞僅少症
100	TSH受容体異常症
101	TSH分泌亢進症

102	TNF受容体関連周期性症候群
103	天疱瘡
104	特発性拡張型心筋症
105	特発性間質性肺炎
106	特発性基底核石灰化症
107	特発性血小板減少性紫斑病
108	特発性血栓症
109	特発性大腿骨頭壊死症
110	特発性門脈圧亢進症
111	特発性両側性感音難聴
112	突発性難聴
113	難治性ネフローゼ症候群
114	膿疱性乾癬
115	嚢胞性線維症
116	パーキンソン病
117	バージャー病
118	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
119	肺動脈性肺高血圧症
120	肺胞低換気症候群
121	バッド・キアリ症候群
122	ハンチントン病
123	汎発性特発性骨増殖症
124	肥大型心筋症
125	ビタミンD依存症二型
126	非典型溶血性尿毒症症候群
127	皮膚筋炎/多発性筋炎
128	びまん性汎細気管支炎
129	肥満低換気症候群
130	表皮水疱症
131	フィッシャー症候群
132	封入体筋炎
133	ブラウ症候群
134	プリオン病
135	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
136	ベスレムミオパチー
137	ベーチェット病
138	ペルオキシソーム病
139	発作性夜間へモグロビン尿症
140	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
141	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
142	慢性蕁炎
143	慢性特発性偽性腸閉塞症
144	ミトコンドリア病
145	メニエール病
146	網膜色素変性症
147	もやもや病
148	ライソソーム病
149	ランゲルハンス細胞組織球症
150	リンパ脈管筋腫症
151	ルピンシュタイン・テイビ症候群

5 新たに対象となる疾病
7 対象に変更はないが疾病名が変更されたもの

「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については平成27年1月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。詳細は、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

3 業務管理体制の権限移譲について

1 障害福祉サービス等事業者の業務管理体制

- (1) 平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。
- (2) 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて定められています。また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

2 権限移譲の概要

- (1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次分権一括法）」により、障害者総合支援法・児童福祉法の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されます。
- (2) これにより、下記のとおり、各都道府県が業務管理体制の整備に関する届出書の届出先（監督権者）となっている事業者のうち、事業所等が全て同一指定都市内に所在する場合には、都道府県から指定都市へ監督権限が移譲されます。

業務管理体制の整備について（概要）

根拠規定	障害者総合支援法第51条の2		障害者総合支援法第51条の31		児童福祉法第21条の5の25		児童福祉法第24条の19の2		児童福祉法第24条の38
事業の実施主体・施設の設置主体	指定事業者等（同法第42条第1項）		指定相談支援事業者（同法第51条の22第1項）		指定障害児事業者等（同法第21条の5の17第1項）		指定障害児入所施設の設置者（同法第24条の2第1項）		指定障害児相談支援事業者（同法第24条の26第1項第1号）
	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等の設置者	指定一般相談支援事業者	指定特定相談支援事業者	指定障害児通所支援事業者	指定医療機関の設置者	指定障害児入所施設	指定医療機関	指定障害児相談支援事業者

【現 行】		【平成27年4月以降】
事業所の所在状況	届出先	届出先
2以上の都道府県の区域	厚生労働省	厚生労働省
1の都道府県の区域	都道府県知事	都道府県知事
うち、1の指定都市の区域		指定都市の長

《特定相談支援事業者・一般相談支援事業者》 障害者総合支援法第51条の31

【届出先】（平成27年4月以降）

区 分	届 出 先
①事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
②特定相談支援事業のみを行う事業者であって、事業所が一の市町村（岡山市）の区域に所在する事業者	岡山市
③一般相談支援事業・特定相談支援事業を行う事業者であって、すべての事業所等が同一指定都市（岡山市）内に所在する事業者	岡山県 ⇒ 岡山市
④ ①～③以外の事業者	岡山県（各県民局健康福祉部健康福祉課）

《障害児相談支援事業者》 児童福祉法第24条の38

【届出先】

区 分	届 出 先
①事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
②障害児相談支援事業を行う事業者であって、すべての事業所等が一の市町村（岡山市）の区域に所在する事業者	岡山市
③ ①および②以外の事業者	岡山県（各県民局健康福祉部健康福祉課）

3 業務管理体制整備の内容 (障害者総合支援法施行規則第34条の61、児童福祉法施行規則第25条の26の8)

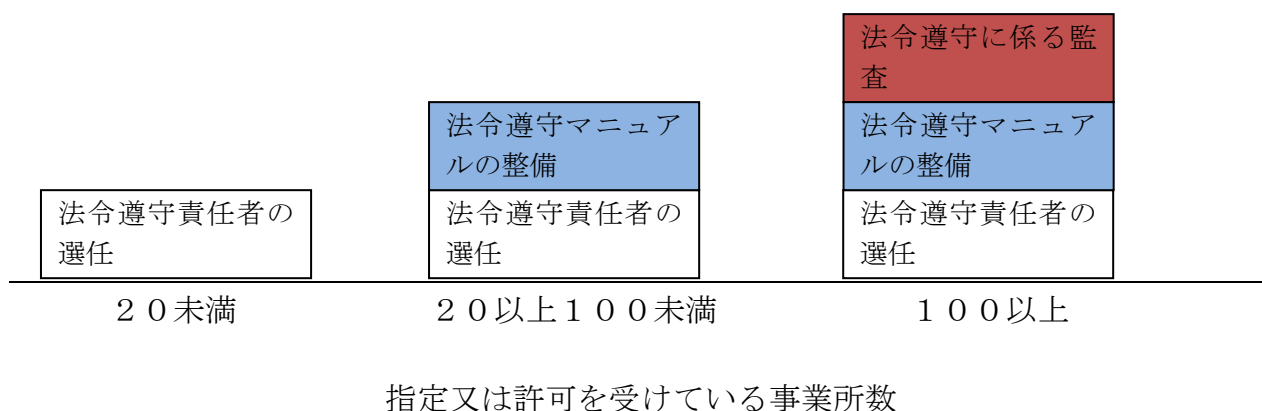
- (1) 事業所等の数が、1～19の事業者
 - ①〔法令遵守責任者〕の選任をすること
- (2) 事業所等の数が、20～99の事業者
 - ①〔法令遵守責任者〕の選任をすること
 - ②〔業務が法令に適合することを確保するための規程〕を整備すること
- (3) 事業所等の数が、100以上の事業者
 - ①〔法令遵守責任者〕の選任をすること
 - ②〔業務が法令に適合することを確保するための規程〕を整備すること
 - ③〔業務執行の状況の監査〕を定期的に行うこと

※1 事業所等の数には、休止中の事業所等を含む。

※2 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも障害者総合支援法・児童福祉法等の法令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定している。法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保できる者を選任すること。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではない。

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と障害福祉サービス事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



4 業務管理体制の届出事由と様式

<障害者総合支援法（特定相談支援事業者・一般相談支援事業者）関係>

届出が必要となる事由	様式
<ul style="list-style-type: none"> ・新規に業務管理体制を整備した場合 （障害者総合支援法第51条の31第2項） 	第1号様式
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の指定や廃止等に伴う、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた場合 （障害者総合支援法第51条の31第4項） （例1）岡山市内のみで事業展開していた事業者が、新たに倉敷市において事業を開始した場合 岡山市長 → 岡山県知事（平成27年4月1日以降） ※変更前及び変更後の双方の行政機関に届け出てください。 	第1号様式
<ul style="list-style-type: none"> ・届出事項に変更があった場合 （障害者総合支援法第51条の31第3項） （例1）法令遵守責任者、代表者等の変更 （例2）事業所等の指定や廃止等により、事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合 	第3号様式

<児童福祉法（障害児相談支援事業者）関係>

届出が必要となる事由	様式
<ul style="list-style-type: none"> ・新規に業務管理体制を整備した場合 （児童福祉法第24条の38第2項） 	第2号様式
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の指定や廃止等に伴う、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた場合 （児童福祉法第24条の38第4項） （例1）岡山市内のみで事業展開していた事業者が、新たに倉敷市において事業を開始した場合 岡山市長 → 岡山県知事 ※変更前及び変更後の双方の行政機関に届け出てください。 	第2号様式
<ul style="list-style-type: none"> ・届出事項に変更があった場合 （児童福祉法第24条の38第3項） （例1）法令遵守責任者、代表者等の変更 （例2）事業所等の指定や廃止等により、事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合 	第4号様式

※各様式については、岡山市事業者指導課のホームページを参照ください。

5 権限移譲に伴う届出先区分の変更に係る変更届の提出について

(1) 届出先区分が変更になる場合は、障害者総合支援法第51条の2第4項・第51条の31

第4項、児童福祉法第21条の5の25第3項、第24条の19の2、第24条の38第4項の規定に基づき、各事業者が変更前及び変更後の双方の行政機関へそれぞれ届け出る必要がありますが、平成27年4月の岡山県から岡山市への権限移譲に伴う届出先区分の変更については、届出書の提出は不要です。

6 業務管理体制の確認検査

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、定期的に検査（一般検査）を実施します。

一般検査の実施方法は以下のとおりです。

①事業者からの届出内容について報告等を求める。

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容

②報告等の内容に不備が認められた場合には、事業者の従業員に出頭を求め、改善を求める。

③上記において改善が見込まれない場合には、当該事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

(2) 特別検査

事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証します。

様式第3号（第3条関係）

受付番号

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

平成 年 月 日

岡山市長 様

事業者 名 称
代表者職・氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項

- 1, 法人の種別, 名称 (フリガナ)
- 2, 主たる事務所の所在地, 電話, FAX 番号
- 3, 代表者氏名 (フリガナ), 生年月日
- 4, 代表者の住所, 職名
- 5, 事業所名称等及び所在地
- 6, 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日
- 7, 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8, 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)

様式第4号（第3条関係）

受付番号

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

平成 年 月 日

岡山市長 様

事業者 名 称
代表者職・氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項

- 1, 法人の種別, 名称 (フリガナ)
- 2, 主たる事務所の所在地, 電話, FAX 番号
- 3, 代表者氏名 (フリガナ), 生年月日
- 4, 代表者の住所, 職名
- 5, 事業所名称等及び所在地
- 6, 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日
- 7, 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8, 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)

4 平成27年度報酬改定の概要について

(P 1 4 ~ P 2 6 参照)

1 報酬改定率について

改定率 ± 0 %

2 基本的考え方

- (1) 福祉・介護職員の処遇改善
- (2) 障害児・者の地域移行・地域生活の支援
- (3) サービスの適正な実施等

3 地域区分の見直し

岡山市内にある事業所については、平成27年4月利用分から、地域区分が変更になります。

国保連への請求の際は、システムの地域区分コードの変更を行ってください。地域区分が異なりますと、請求ができない可能性がありますので、ご注意ください。なお、今回の地域区分の変更に関して、変更届を提出する必要はありません。

【対象サービス】

		平成27年3月 まで	平成27年4月 以降
障害福祉サービス	居宅介護	1 7 級地	6 級地
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	療養介護		
	生活介護		
	短期入所		
	重度障害者等包括支援		
	施設入所支援		
	自立訓練（機能訓練）		
	自立訓練（生活訓練）		
	就労移行支援		
	就労継続支援 A 型		
	就労継続支援 B 型		
共同生活援助			
計画相談支援		1 7 級地	6 級地
地域相談支援		1 7 級地	6 級地
通所支援事業	児童発達支援	7 級地	1 2 級地
	医療型児童発達支援	7 級地	1 2 級地
	放課後等デイサービス	7 級地	1 2 級地
	保育所等訪問支援	7 級地	1 2 級地
障害児相談支援		7 級地	1 2 級地
旧児童デイサービス		1 8 級地	1 2 級地

【その他】

級地が変更になっても、報酬の1単位の単価（計画相談支援10,18円、地域相談支援10,18円、障害児相談支援10,18円）はこれまでと変更ありません。

（P25, P26 参照）

4 計画相談支援・障害児相談支援にかかる新規加算の要件について

（P27 参照）

- (1) 特定事業所加算（計画相談支援・障害児相談支援共通）
- (2) 初回加算（障害児相談支援のみ）

5 体制届の提出について

新規に加算が創設されたことにより、新たに加算を算定しようとする事業者は、届出が必要となります。（※特定事業所加算のみ）

提出書類、提出期限については、決まり次第ホームページ等でお知らせします。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び 基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」平成18年障発第1031001号）

(1) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

(2) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処する。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
骨子版

平成27年2月12日

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

1 福祉・介護職員の処遇改善

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設。
- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の新たな区分を創設。

2 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等を充実。
- 個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等。

3 サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえた、サービスの適正実施等の観点からの所要の見直し。

1

【参考】

大臣折衝事項(平成27年1月11日)【抄】

平成27年度障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の改定率は±0%とすること。

サービス毎の障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の設定においては、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充(+1.78%)を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけて対応する。また、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行の厳格化を行う。

なお、次回の障害福祉サービス等料金改定(障害福祉サービス等報酬改定)に向けては、「障害福祉サービス等経営実態調査」の客体数を十分に確保するとともに、サービス毎の収支差その他経営実態について、より客観性・透明性の高い手法により、地域・規模別の状況も含め網羅的に把握できるよう速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「障害福祉サービス等経営実態調査」において確実に反映させる。また、地方自治体の協力を得ること等を通じ、より具体的な現場の経営実態を把握する。その上で、次回の改定においては、これらにより把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。

【障害福祉サービス等の収支差率】

	H26年度	H23年度
全体	9.6%	9.7%
障害者サービス	9.7%	新体系 12.2%
		旧体系 7.6%
障害児サービス	9.1%	5.0%

【賃金・物価の動向】

	H24年度	H25年度	H26年度 (4月～10月の平均)	累積
賃金	▲0.3%	▲0.2%	0.4%	▲0.1%
物価	▲0.3%	0.9%	3.4%*	4.0%

*消費税率引上げ(5%→8%)に伴う影響分については、H26年4月の報酬改定で反映済み(改定率0.69%相当)。

2

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の概要

共通事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価(福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分)を行うための新たな区分を創設。

【新設する加算の算定要件】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、次の要件を満たすこと。

<キャリアパス要件>

以下の要件をいずれも満たすこと。

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

<定量的要件>

賃金改善以外の処遇改善の取組について、平成27年4月以降新たな取組を実施すること

※ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢに係る算定要件はこれまでと同様。

福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設。

<生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合>

常勤の生活支援員等のうち、

社会福祉士等の割合が25%以上： 10単位/日

社会福祉士等の割合が35%以上： 15単位/日(新設)
社会福祉士等の割合が25%以上： 10単位/日

3

食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 平成27年3月31日までとなっている時限措置について、平成30年3月31日まで延長。
- 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し。

<生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合>

食事提供体制加算 42単位/日 → 30単位/日

栄養マネジメント加算の見直し

- 平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止。
- 施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引上げ。

<施設入所支援、福祉型障害児入所施設>

栄養マネジメント加算 10単位/日 → 12単位/日

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- 算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大。

送迎加算の見直し

- 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止。
- 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな区分を創設。

【現行】

送迎加算 27単位/回

- ① 1回平均10人以上が利用
- ② 週3回以上の送迎
- ③ 都道府県知事が必要と認めていた基準

【見直し後】

送迎加算Ⅰ 27単位/回

現行要件の①かつ②を満たすこと

送迎加算Ⅱ 13単位/回(新設)

現行要件の①又は②のどちらかを満たすこと

- 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加。

4

基準該当サービスの対象拡大

- 介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)について、新たに基準該当サービスの対象に追加。(報酬単位については、小規模多機能型居宅介護の場合と同一。)
 - ※ 該当サービス: 基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービス

サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

- サービス管理責任者
 - ・ 平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、3年間の経過措置を設けた上で廃止。
- 児童発達支援管理責任者
 - ・ 平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設定。
 - ※ 平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。
 - ・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設定。

物価動向の反映

- 前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬を見直し。

地域区分の見直し

- 国家公務員の地域手当の区分が見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分を見直し。
 - ※ 上乗せ割合については、平成27年度から29年度にかけて段階的に引き上げ(下げ)を行い、30年度から完全施行。

個別サービスの主な改定事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

1. 訪問系サービス

訪問系サービスにおける共通の事項(居宅介護、同行援護及び行動援護)

- 特定事業所加算(Ⅳ)【新設】 → 所定単位数の5%を加算
中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価。
- サービス提供責任者の配置基準の見直し
利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和。

居宅介護

- 基本報酬の見直し
介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 福祉専門職員等連携加算【新設】 → 564単位/回(サービス初日から起算して90日間で3回を限度)
精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。

重度訪問介護

- 重度障害者への支援の充実
重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価を充実。

【現行】 障害支援区分6の場合	100分の7.5に相当する単位数を 所定単位数に加算	➡	【見直し後】 障害支援区分6の場合	100分の8.5に相当する単位数を 所定単位数に加算
--------------------	-------------------------------	---	----------------------	-------------------------------

- 行動障害支援連携加算【新設】 → 584単位／回(サービス初日から起算して30日間で1回を限度)
サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合を評価。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止し、新たに実務経験(重度訪問介護従業者として6,000時間以上)規定を設定。

行動援護

- 行動障害支援指導連携加算【新設】 → 273単位／回(重度訪問介護移行日が属する月に1回を限度)
支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合を評価。
- 支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】 → 所定単位数の5%を減算
支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算を創設。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し
行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験の短縮を図りつつ、ヘルパーについては現行の30%減算の規定を廃止。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止。

2. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

療養介護

- 基本報酬の見直し
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。(見直しに際しては、小規模事業所に配慮)

7

生活介護

- 基本報酬の見直し
支援内容に応じた評価を行うため、看護職員の配置について一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。(見直しに際しては、事業所規模等に配慮)
- 開所時間減算の見直し
現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直しとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】
開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算



【見直し後】
開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算
開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

- 常勤看護職員等配置加算【新設】 → 利用定員が20人以下の場合 28単位／日
看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価。

施設入所支援

- 重度障害者支援加算の見直し
夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直しとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価。

【現行】
重度障害者支援加算(Ⅱ) 10単位／日～735単位／日
人員配置体制加算の算定状況や支援区分等を踏まえ算定

※ 加算算定開始から90日以内の期間について
700単位／日を加算



【見直し後】
重度障害者支援加算(Ⅱ)
① 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合(体制加算) 7単位／日
② 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合(個人加算) 180単位／日
※ 加算算定開始から90日以内の期間で、個別の支援を行った日について700単位／日を加算
※ 従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をすることで、研修を受けた職員以外の配置でも算定を可能とする。

18

8

短期入所

○ 緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

加算の算定要件を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価に重点化。

【現行】

緊急短期入所体制確保加算
(算定要件)
・利用定員の5/100に相当する空床の確保・提供体制の整備
・過去3か月の利用率が90/100以上
・連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない



【見直し後】

緊急短期入所体制確保加算
(算定要件)
・利用定員の5/100に相当する空床の確保・提供体制の整備
・過去3か月の利用率が90/100以上

【現行】

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 60単位/日
緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 90単位/日
(算定要件)
・緊急短期入所体制確保加算を算定
・介護者が急病等の場合(7日又は14日を限度として算定)
・連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない



【見直し後】

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位/日
緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 180単位/日
(算定要件)
・居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して算定。

○ 医療連携体制加算の見直し

医療連携体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、現行の加算単位を引上げ。

【現行】

医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位/日
医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位/日



【見直し後】

医療連携体制加算(Ⅰ) 600単位/日
医療連携体制加算(Ⅱ) 300単位/日

9

○ 重度障害者支援加算の見直し

強度行動障害を有する者への支援を強化するため、現行の重度障害者支援加算に追加して加算。

【現行】

重度障害者支援加算 50単位/日
(算定要件)
・重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供



【見直し後】

重度障害者支援加算 50単位/日
(算定要件)
・重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供
※ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者による支援の場合、強度行動障害を有する者に対して10単位を加算

○ 単独型加算の見直し

単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)で、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に、現行の単独型加算(320単位/日)に追加して加算(100単位/日)。

3. 共同生活援助・自立訓練

共同生活援助

○ 基本報酬の充実

重度障害者の支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬を充実。

○ 夜間支援等体制加算の見直し

夜間における少人数の利用者に対する支援を適切に評価するため、夜間支援等体制加算(Ⅰ)において1人の支援者が3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設。

【現行】

夜間支援等体制加算(Ⅰ)
夜間支援対象利用者が4人以下 336単位/日
※ 月単位で算定



【見直し後】

夜間支援等体制加算(Ⅰ)
夜間支援対象利用者が2人以下 672単位/日
夜間支援対象利用者が3人 448単位/日
夜間支援対象利用者が4人 336単位/日
※ 日単位で算定

○ 重度障害者支援加算の見直し

重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、算定要件等を見直し。

【現行】

重度障害者支援加算 45単位/日
(算定要件)

- ・重度の障害者が2人以上いる事業所であること
- ・生活支援員を加配していること
- ・事業所の全ての利用者について算定する

【見直し後】

重度障害者支援加算 360単位/日
(算定要件)

- ・重度の障害者が1人以上いる事業所であること
- ・生活支援員を加配していること
- ・サービス管理責任者等のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践)等を受講していること等。ただし経過措置期間を設け、当該期間中は要件を緩和する
- ・事業所の重度障害者についてのみ算定する

○ 日中支援加算の見直し

日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者への支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大。

現行において算定対象となっている、生活介護、自立訓練等の日中活動に加え、新たに介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイケア、精神科ショートケア、精神科デイナイトケアについても算定対象に追加。

○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

平成27年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

○ 基本報酬の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費(Ⅱ)、生活訓練サービス費(Ⅱ)の基本報酬を見直し。

○ 機能訓練サービス費(Ⅱ)及び生活訓練サービス費(Ⅱ)の算定要件の見直し

通所による自立訓練の利用者だけでなく、訪問による訓練のみの利用者についても、自立訓練の利用が可能となるよう、算定要件を見直し。

11

○ 生活訓練サービス費(Ⅱ)の利用期間の緩和

【現行】

(算定要件)
訪問開始日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を上限として算定することができる

【見直し後】

(算定要件)
訪問開始日から起算して180日間ごとに50回を上限として算定することができる

宿泊型自立訓練

○ 夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し

利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることを踏まえ、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直しを実施。(名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更)

【現行】

※同一日の併算定が可
夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ) 12単位/日
夜間に防災体制を確保した場合に算定
夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) 10単位/日
夜間に常時連絡体制を確保した場合に算定

【見直し後】

※同一日の併算定は不可
夜間支援等体制加算(Ⅰ) 46~448単位/日
夜間に夜勤を配置した場合に利用者数に応じて算定
夜間支援等体制加算(Ⅱ) 15~149単位/日
夜間に宿直を配置した場合に利用者数に応じて算定
夜間支援等体制加算(Ⅲ) 10単位/日
夜間に防災体制又は常時連絡体制を確保した場合に算定

○ 日中支援加算の見直し → 「共同生活援助」を参照

4. 就労系サービス

就労移行支援

○ 就労定着支援体制加算【新設】

一般就労への定着支援を充実・強化するため、基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労定着支援には含まない。

12

- ・就労継続期間が6月以上12月未満の利用者の場合 利用定員に占める割合に応じて、29～146単位／日を算定
- ・就労継続期間が12月以上24月未満の利用者の場合 利用定員に占める割合に応じて、25～125単位／日を算定
- ・就労継続期間が24月以上36月未満の利用者の場合 利用定員に占める割合に応じて、21～105単位／日を算定

○ 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

一般就労移行後の就労定着実績がない事業所の減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労移行実績及び就労定着実績には含まない。

【現行】

- ・過去3年間就労定着者が0の場合 所定単位数の85%を算定
- ・過去4年間就労定着者が0の場合 所定単位数の70%を算定

【見直し後】

- ・過去2年間就労移行者が0の場合 所定単位数の85%を算定
- ・過去3年間就労定着者が0の場合 所定単位数の70%を算定
- ・過去4年間就労定着者が0の場合 所定単位数の50%を算定

○ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し

多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和。

【現行】

移行準備支援体制加算(Ⅱ)
(算定要件)

就労支援単位(就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに実施すること。

【見直し後】

移行準備支援体制加算(Ⅱ)
(算定要件)

就労支援単位ごとに実施すること。

※ 1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

就労継続支援A型

○ 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し

短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し(平成27年10月施行)。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

13

事業所における雇用契約を締結している利用者の平均利用時間(1日当たり)に応じて、所定単位数の30%～90%を算定する。

○ 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止

平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算(Ⅲ)を廃止。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

就労継続支援B型

○ 目標工賃達成加算の見直し

工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件等を見直し。

【現行】

目標工賃達成加算

・目標工賃達成加算(Ⅰ) 49単位／日
(算定要件)

- ①前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/3以上
- ②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ③工賃向上計画を作成していること

・目標工賃達成加算(Ⅱ) 22単位／日
(算定要件)

- ①前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均の80/100以上
- ②工賃向上計画を作成していること

【見直し後】

目標工賃達成加算

・目標工賃達成加算(Ⅰ) 69単位／日(新設)
(算定要件)

- ①前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上
- ②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/2以上
- ③前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ④工賃向上計画を作成していること

・目標工賃達成加算(Ⅱ) 59単位／日

・目標工賃達成加算(Ⅲ) 32単位／日
(算定要件)

現行の算定要件に、上記の①の要件を追加

○ 目標工賃達成指導員配置加算の見直し

工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件等を見直し。

【現行】

目標工賃達成指導員配置加算

・利用定員20人以下の場合 81単位/日

(算定要件)

就労継続支援B型サービス費(I)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること



【見直し後】

目標工賃達成指導員配置加算

・利用定員20人以下の場合 89単位/日

(算定要件)

就労継続支援B型サービス費(I)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること

○ 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止 → 就労継続支援A型の「重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止」を参照。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

5. 相談支援・地域相談支援

計画相談支援・障害児相談支援

○ 特定事業所加算【新設】 → 300単位/月

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

○ 初回加算【新設】 → 500単位/月(障害児相談支援のみ)

保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価。

○ モニタリングの実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上実施。

15

地域移行支援

○ 初回加算【新設】 → 500単位/月

サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る業務負担を評価。

○ 障害福祉サービスの体験利用加算の見直し

利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用が行えるよう、利用期間の制限を廃止。(支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止)

○ 体験宿泊加算(I)及び(II)の見直し

利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に体験宿泊が行えるよう、利用期間の制限を廃止。(支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止)

6. 障害児支援

障害児通所支援

○ 基本報酬の見直し(児童発達支援(センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く))

経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

○ 児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)【新設】(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合を評価。

◆児童発達支援(センター及び主に重症児を通わせる事業所を除く)

定員区分に応じて、6~12単位/日を算定

◆放課後等デイサービス(主に重症児を通わせる事業所を除く)で授業終了後に行う場合

定員区分に応じて、4~9単位/日を算定

◆放課後等デイサービス(主に重症児を通わせる事業所を除く)で休業日に行う場合

定員区分に応じて、6~12単位/日を算定

○ 指導員加配加算の見直し(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算を見直し。

【現行】	
定員10人以下	193単位/日
定員11人以上20人以下	129単位/日
定員21人以上	77単位/日



【見直し後】	
* 児童指導員等を配置している場合	
定員10人以下	195単位/日
定員11人以上20人以下	130単位/日
定員21人以上	78単位/日
* 指導員を配置している場合	
定員10人以下	183単位/日
定員11人以上20人以下	122単位/日
定員21人以上	73単位/日

○ 家庭連携加算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定要件を見直し。

【現行】	
障害児通所支援を利用した日は加算の算定は不可	
算定可能回数	4回/月



【見直し後】	
障害児通所支援を利用した日も加算の算定が可能	
算定可能回数	2回/月

○ 事業所内相談支援加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等に相談援助を行った場合に月1回を限度として、35単位/回を算定。

○ 関係機関連携加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について、就学等に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合を評価。

・関係機関連携加算(Ⅰ) 200単位/回
(算定要件)

障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として算定

・関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回
(算定要件)

就学前又は就職前の障害児について、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として算定

○ 延長支援加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する延長支援を行った場合の加算を拡充。

【現行】	
延長支援加算	
・時間区分に応じて、61~123単位/日を算定	



【見直し後】	
延長支援加算	
障害児(重症児以外)の場合	
・時間区分に応じて、61~123単位/日を算定	
障害児(重症児)の場合	
・時間区分に応じて、128~256単位/日を算定	

○ 送迎加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する手厚い人員配置体制での送迎を行った場合を評価。

【現行】	
送迎加算	片道54単位/回(障害種別に関わらず。ただし、児童発達支援センター及び重症心身障害児を除く。)



【見直し後】	
送迎加算	
障害児(重症児以外)の場合	片道54単位/回
障害児(重症児)の場合	片道37単位/回

○ 基本報酬等の定員区分の見直し(児童発達支援(センターを除く)及び放課後等デイサービス)

小規模な事業所が重症心身障害児を受け入れた場合、定員設定により収入に大きな乖離を生じる場合があることから、基本報酬の定員区分「6人以上10人以下」を細分化。(児童発達支援管理責任者専任加算についても同様)

【現行】	
基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分	
「5人」、「6人以上10人以下」、「11人以上」で報酬単位を設定	



【見直し後】	
基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分	
「5人」、「6人」、「7人」、「8人」、「9人」、「10人」、「11人以上」に細分化して報酬単位を設定	

- 保育職員加配加算【新設】(医療型児童発達支援) → 50単位/日
定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合を評価。
※指定発達支援医療機関で実施する場合を除く。
- 訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)【新設】(保育所等訪問支援) → 375単位/日
作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合を評価。
- 保育所等訪問支援の算定要件の見直し
他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問支援の算定を可能とする。
- 特別地域加算【新設】(保育所等訪問支援) → (1日につき) +15/100
過疎地等の離島・山間地域への訪問支援を行った場合を評価。
- 開所時間減算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)
現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算



【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算
開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

障害児入所支援

- 基本報酬の見直し(福祉型障害児入所施設)
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 強度行動障害児支援の強化(福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設)
強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、重度障害児支援加算において、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置した場合の加算を拡充。
また、福祉型障害児入所施設の強度行動障害児特別支援加算の算定要件に、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員の配置を追加する。(従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をもって算定可能とする。)

19

重度障害児支援加算

福祉型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の報酬単位数に、+11単位/日を算定

医療型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の報酬単位数に、+11単位/日を算定

- 有期有目的入所の評価(医療型障害児入所施設)

有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設定。

指定医療型障害児入所施設の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、133～968単位/日を算定

指定発達支援医療機関の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、112～968単位/日を算定

- 心理担当職員配置加算【新設】(医療型障害児入所施設) → 26単位/日

現行、心理担当職員配置加算がない医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。)においても、心理的援助を支援する観点から、心理担当職員を配置した場合を評価。

その他

- 国庫負担基準の見直し
 - ・ 重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定。(訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村の国庫負担基準総額の5%嵩上げ)
 - ・ 基本報酬の見直しや加算の創設等の影響についても考慮。
国庫負担基準の平均額 11.9万円→12.5万円(+5.0%)
- 補足給付の見直し
食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直し。
【現行】 基準費用額 58,000円 →²⁴【見直し後】 基準費用額 53,500円

20

〔各サービスの1単位の単価〕

＜平成27年度＞

サービス名		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	その他	
		1級地→1級地	2級地→2級地 2級地→3級地	3級地→2級地 3級地→3級地	3級地→4級地	4級地→3級地	4級地→4級地 4級地→5級地	6級地→4級地	6級地→5級地	6級地→6級地	7級地→5級地	7級地→6級地	7級地→7級地	その他→6級地	その他→7級地	その他→その他	
		18.00%	15.00%	13.00%	12.00%	11.00%	10.00%	8.00%	7.00%	6.00%	5.00%	4.00%	3.00%	2.00%	1.00%	0.00%	
児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円	
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.99円	10.91円	10.84円	10.76円	10.61円	10.53円	10.46円	10.38円	10.30円	10.23円	10.15円	10.08円	10円	
医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.99円	10.91円	10.84円	10.76円	10.61円	10.53円	10.46円	10.38円	10.30円	10.23円	10.15円	10.08円	10円	
保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円	
福祉型障害児入所施設	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.73円	10.67円	10.62円	10.56円	10.45円	10.39円	10.33円	10.28円	10.22円	10.17円	10.11円	10.06円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
	自閉症児の場合		11.10円	10.92円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
	盲児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.72円	10.66円	10.61円	10.55円	10.44円	10.39円	10.33円	10.28円	10.22円	10.17円	10.11円	10.06円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
	ろうあ児の場合	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
		当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
併設する施設が主たる施設の場合		11.16円	10.97円	10.83円	10.77円	10.70円	10.64円	10.52円	10.45円	10.39円	10.32円	10.26円	10.19円	10.13円	10.06円	10円	
肢体不自由児の場合		11.10円	10.92円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	
医療型障害児入所施設 (含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
	肢体不自由児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
	重症心身障害児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	

障害者の地域区分

●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成27年度以降】

＜現行＞ 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円				
生活介護	10.73円	10.61円	10.36円	10.18円	10円
短期入所	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	10.97円	10.80円	10.48円	10.23円	10円

＜平成27年度以降＞ 見直し後の最終的な7区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

岡山市

計画相談支援・障害児相談支援にかかる新規加算の要件について

○特定事業所加算(計画相談支援・障害児相談支援共通) 単位数:300単位

事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上の観点から、以下の要件すべてを満たしている場合に算定

- ① 常勤・専従の相談支援専門員を三名以上配置。そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を一名以上配置
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行う
- ③ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行による研修を実施
- ⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

○初回加算(障害児相談支援のみ) 単位数:500単位

保護者の障害受容ができないこと等により、以下のいずれかを満たす場合は、特にアセスメントに係る業務負担として、評価する。

- ① 新規に障害児支援利用計画を作成する場合
- ② 前六月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合

5 福祉・介護職員処遇改善加算について

1 平成27年度福祉・介護職員処遇改善加算の算定について

- (1) 平成27年度の報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算については、福祉・介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分が新設されました。
- (2) 新設の「加算Ⅰ」（更なる上乘せ評価）の算定要件は、キャリアパス要件①及び②と、新たな定量的要件を満たす必要があります。
キャリアパス要件
①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。
新たな定量的要件
平成27年4月以降、賃金改善以外の処遇改善への取組を新たに実施すること。
※福祉・介護職員処遇改善加算の加算率は及び「加算Ⅰ」～「加算Ⅳ」の算定要件の詳細は、（P31, P32）のとおり。
- (3) 新しい「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」は、従来の「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」の算定要件と同じです。
- (4) 福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員が対象であり、他の職種にのみ従事している者は対象となりません。

2 平成26年度福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告について

- (1) 平成26年度に当該加算を算定している事業者は、平成27年7月末日までに、実績報告書を提出すること。
- (2) ホームページにある記入例を参考にして作成すること。
- (3) 別紙様式5の①「平成26年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額」には、平成26年4月～平成27年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入する。
- (4) つまり、国保連における平成26年5月～平成27年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入することになる。
<国保連から通知されている金額を足しあげること。>

- (5) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となる。（差額の返還ではない。）
また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出すること。
- (6) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給すること。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の届出及び実績報告にかかる留意点について

- (1) 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行いますが、賃金改善を行う項目については明確に周知してください。
また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることはいけません。

平成24年8月31日付け厚生労働省通知（抜粋） 報酬編P745

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。
なお、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

- (2) 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれません。同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。

平成21年12月21日付け「介護職員処遇改善交付金説明会資料」P36

（問62）平成21年3月まで非正規職員として勤務していた者を、同年4月以降に正規職員に転換した場合、これに伴う給与の増加分は、賃金改善額と考えてよいか。

（答）よくない。平成21年3月までの賃金算定ルールを、当該職員に適用した場合の給与（言い換えれば、当該職員が、平成21年3月以前に正規職員として勤務していたと仮定した場合の給与）と比較し、増加していれば、その増加分のみが賃金改善額と考えられる。

6 その他

1. 平成27年度報酬改定に伴い、重要事項説明書が変更となる場合について

- (1) 平成27年度からの利用申込者に対しては、変更内容を反映させた重要事項説明書を作成の上、当該説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
- (2) 既存の利用者に対しては、変更内容を反映した重要事項説明書（同意を得ている重要事項説明書の内容の一部差し替えとして、変更部分のみでも可）を交付して説明を行うこと。

2. 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容についての疑義照会・質問等については、「質問票」により FAXにて送信してください。

3. 厚生労働省からのQ&A等について

今後、厚生労働省から発出されるQ&A等については、随時ホームページ上で公開してまいります。

また、Q&A等の内容によっては、本日の集団指導資料の記載内容を変更する場合があります。その場合もホームページ上でお知らせしますので、随時確認をお願いします。

（岡山市事業者指導課ホームページ）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて

●福祉・介護職員処遇改善加算

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【新設】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。

【算定要件】 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ（新）定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）【旧加算（Ⅰ）】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。

【算定要件】 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、（旧）定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【旧加算（Ⅱ）】

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の90/100を加算。

【算定要件】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち、キャリアパス要件又は（旧）定量的要件のいずれかに適合しない場合。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）【旧加算（Ⅲ）】

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の80/100を加算。

【算定要件】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち、キャリアパス要件及び（旧）定量的要件のいずれにも適合しない場合。

※定量的要件の実施期間

(旧) 定量的要件	(新) 定量的要件
<p>【取得に必要となる加算】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ）</p> <p>【内容】 平成20年10月から福祉・介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>	<p>【取得に必要となる加算】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>【内容】 平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>

●福祉・介護職員処遇改善特別加算【変更なし】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。

【算定要件】 福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

サービス名	福祉・介護職員処遇改善加算		福祉・介護職員 処遇改善特別加算
	(Ⅰ)	(Ⅱ)(注)	
居宅介護	22.1%	12.3%	4.1%
重度訪問介護	14.0%	7.8%	2.6%
同行援護	22.1%	12.3%	4.1%
行動援護	18.5%	10.3%	3.4%
療養介護	2.5%	1.4%	0.5%
生活介護	3.1%	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.8%	1.0%	0.3%
施設入所支援	5.0%	2.8%	0.9%
自立訓練(機能訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
自立訓練(生活訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
就労移行支援	4.9%	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	4.0%	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	3.8%	2.1%	0.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	5.4%	3.0%	1.0%
共同生活援助(外部サービス利用型 指定共同生活援助)	12.4%	6.9%	2.3%
児童発達支援	5.6%	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	10.6%	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	5.9%	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	5.8%	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	4.5%	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	2.5%	1.4%	0.5%

(注) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90/100を算定。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80/100を算定。

* 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定法律行為」(注1)	同左(注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど(注5)	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(注5) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

法定後見制度の事例

- ①本人の状況:統合失調症
- ②申立人:叔母
- ③成年後見人:司法書士
- ④成年後見監督人:公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
- ⑤概要

後見開始事例



本人は20年前に統合失調症を発症し、15年前から入院していますが、徐々に知的能力が低下しています。また、障害認定1級を受け障害年金から医療費を支出しています。本人の家族構成は母一人子一人でしたが、母が半年前に死亡したため、親族は母方の叔母がいるのみです。亡母が残した自宅やアパートを相続し、その管理を行う必要があるため、母方の叔母は後見開始の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。そして、母方の叔母は、遠方に居住していることから成年後見人になることは困難であり、主たる後見事務は、不動産の登記手続とその管理であることから、司法書士が成年後見人に選任され、併せて公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが成年後見監督人に選任されました。

保佐開始事例



- ①本人の状況:中程度の認知症の症状
- ②申立人:長男
- ③保佐人:申立人
- ④概要

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、わからなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を売りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めました。

補助開始事例



- ①本人の状況:軽度の認知症の症状
- ②申立人:長男
- ③補助人:申立人
- ④概要

本人は、最近お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになり、また、長男が日中仕事で留守の間に、訪問販売員から必要のない高額な呉服を何枚も購入してしまいました。困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することについて同意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

(注) 最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

QA 成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか?

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

Q A

成年後見人等の 役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることとなります。



Q A

成年後見の申立てをする方がいない場合は、 どうすればよいのでしょうか？

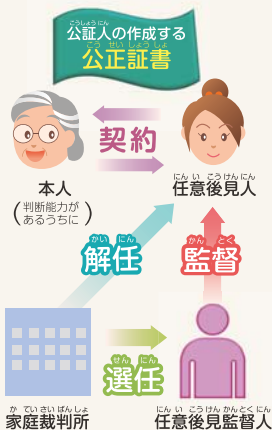
身寄りがいないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立権が与えられています。



Q A

任意後見制度とは、 どのような制度ですか？

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。



- ①本人の状況:脳梗塞による認知症の症状
- ②任意後見人:長女
- ③任意後見監督人:弁護士
- ④概要

任意後見監督人選任事例



本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有していることさえ忘れてしまったため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。その結果、長女が任意後見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになりました。

(注) 最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

Q A

成年後見制度を利用したいのですが、 費用はどのくらいかかるのでしょうか？

① 法定後見開始の審判の申立てに必要な費用について

	後見	保佐	補助
申立手数料(収入印紙)	800円	800円(注6)	800円(注7)
登記手数料(収入印紙)※	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注8)、鑑定料(注9)		

※当分の間、登記印紙も使用することができます。

- (注6) 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立てごとに別途、収入印紙800円が必要になります。
- (注7) 補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりません。これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。
- (注8) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
- (注9) 後見と保佐では、必要などときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となっています。
- (注10) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途かかります(申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください)。
- (注11) 資力が乏しい方については、日本司法支援センター(愛称「法テラス」)が行う民事法律扶助による援助(申立代理人費用の立替えなど)を受けることができる場合があります。詳しくは法テラスの相談窓口(コールセンター 0570-078374)へお電話ください。
- また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。詳しくは各市町村の窓口へお問い合わせください。

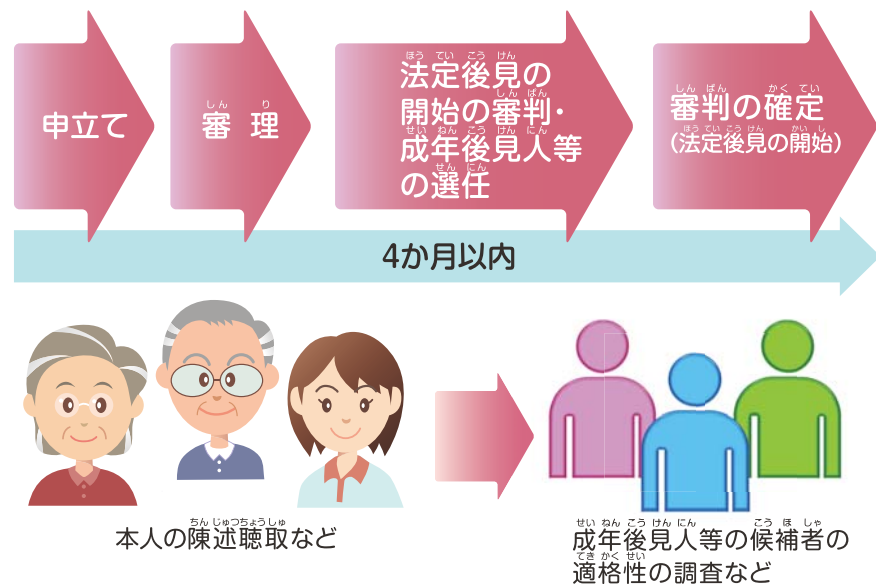
② 任意後見契約公正証書の作成に必要な費用について

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他	本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

Q 成年後見制度を利用したいのですが、申立てから開始までどれくらいの期間がかかるのでしょうか？

A 審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえませんが、多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となっています。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。

法定後見の開始までの手続の流れの概略



自分のために みんなの安心 成年後見登記



Q
A

成年後見登記制度とは
どんな制度ですか？

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を発行することによって登記情報を開示する制度です。



成年後見登記制度のイメージ

